

<重要>
**特惠税率の適用を受けようとする輸入申告の前に
必ずお読みください。**

- 1 特惠税率を適用できるのは、経済連携協定及び関税関係法令（以下「経済連携協定等」という。）の規定に基づく原産品であって、経済連携協定等に基づき適正な証明手続が行われたものに限られます。課税価格の総額が 20 万円を超える貨物を輸入申告される際には、原産地証明書、原産地申告又は原産品申告書（以下「原産地証明書等」という。）の提出又は法令に基づく保存が必要です。
- 2 原産地証明書等については、経済連携協定等により記載事項等必要な要件が定められており、これらの要件を満たさない不備がある場合は、限られた場合を除き、特惠税率の適用は認められません。税関HP（原産地規則ポータル）の原産地証明書記載要領、「自己申告制度」利用の手引きのほか、以下の資料を参照の上、原産地証明書等の記載事項等に不備がないかどうか、輸入申告前に必ずご確認ください。
 - EPA
[「EPA原産地規則マニュアル」実務編 > I 各協定共通 > 3. 手続的規定](#)
 - GSP
[「一般特惠関税マニュアル」第3部 特惠関税実務事例編 > IX. 特惠原産地証明書の記載不備](#)

なお、原産地証明書上に QR コードやホログラムの付記等のほか、PDF 等の形式で電子発給されるなど、形式面で従前との差異が認められた場合であっても、そのみをもって税関で当該原産地証明書を無効とは扱いません。輸出者等を通じて発給当局において正規に発給されていることをご確認ください。
- 3 原産地証明書等の記載事項等に不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについては、税関で軽微な誤りと判断し、その原産地証明書等は有効として取り扱う場合もあります。
- 4 原産地証明書等における不備に対する考え方等については下記の「(参考)」をご覧ください。この考え方等に基づき、「不備のある原産地証明書等の取扱い」で税関における具体的な取扱いを示しています。
 - [不備のある経済連携協定 \(EPA\) 原産地証明書等の取扱い](#)
 - [不備のある一般特惠 \(GSP\) 原産地証明書等の取扱い](#)
- 5 原産地証明書等に「不備のある原産地証明書等の取扱い」に掲げられていない不備があり、その不備が生じた経緯、理由を確認の上、特段の事情がある場合には、事前に原産地調査官等へご相談ください。

- 6 輸入申告前に原産地証明書等に不備があることが判明し、原産地証明書等を再取得等するために時間を要する場合で貨物の引取りを急ぐ場合は、原産地証明書等の提出猶予を申し出たうえで、関税法第 73 条の規定による輸入許可前引取制度（B P）をご利用ください。
- 7 通関審査や輸入者に対する事後確認により、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出締約国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による確認を行うことがあります。

（参考）原産地証明書等における不備に対する考え方等

- （1）原産地証明書等に記載されている項目は、①原産地証明書等の真正性に係るもの、②申告貨物との同一性に係るもの、③貨物の原産性に係るものがあります。

① 原産地証明書等の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）

これらの項目の不備については、原産地証明書等の真正性に直結するので軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱います。

② 原産地証明書等の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）

これらの項目の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合、又は輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。

③ 原産地証明書等の貨物の原産性に関する項目（特惠基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS 番号等）

これらの項目の不備については、原産地証明書等は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書等は原則無効として取り扱います。ただし、輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。

- (2) 地域的な包括的経済連携協定（以下「RCEP協定」という。）に基づく原産地証明書等において、「RCEP原産国」の記載の不備は貨物の原産性の証明には直接影響しないところ、輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又は原産地証明書等の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3・3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合には、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。ただし、関税率の差異の対象となる原産品については「RCEP原産国」によって適用税率が異なる場合がある点にご留意ください。
- (3) 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(1)②及び③において、輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱います。また、文書による事前教示で「RCEP原産国」についての回答を取得している場合には、上記(2)において輸入者が原産地証明書等以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱います。
- (4) 記載が任意とされている項目の脱落は、無効の要因とはなりません。